

令和5年2月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

国税のスマホ納付がスタート！

令和4年12月1日～

電子納税とは、国税の納付手続きをインターネット経由により電子的に行う手続きです。電子納税による手続きで、昨年12月よりスマホアプリ納付が利用可能となっています。

1. 利用可能な税目

全ての税目が納付可能です。また、本税に加えて附帯税の納付も可能です。

印紙を貼り付けて納付する場合等、利用できない税目があります。

2. 利用可能なPay払い

次の6つのPay払いから納付手続きが行えます。



3. 納付手続きの流れ

インターネットの利用が可能なスマートフォンから、『**国税スマートフォン決済専用サイト**』へアクセスして行います。

スマホアプリ納付の手続きは、上記サイトへのアクセス方法により異なります。

① e-tax の受信通知からアクセスする場合

e-tax を利用して申告書の送信をした後に、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセスします。

② 確定申告書等作成コーナーで出力される二次元コードからアクセスする場合

確定申告書等作成コーナーで申告書を書面で作成し、申告書等と共に出力される納付用二次元コードを読み取りアクセスします。

③ 国税庁ホームページからアクセスする場合

国税庁ホームページに表示されている『国税庁スマートフォン決済専用サイト』へのリンクからアクセスします。

4. スマホ納付の注意点

① スマホ納付は、夜間休日を問わず 24時間いつでも利用可能。

② スマホ納付の場合には、領収証書は発行されません。

③ スマホ納付の 利用上限金額は30万円です。

④ スマホ納付の、決済手数料はかかりません。

国税スマートフォン決済専用サイト・・・<https://kokuzei-sp-noufu.gmo-pg.com/>